

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

京都府宇治市

## 2 構造改革特別区域の名称

宇治市福祉有償運送セダン型車両特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

宇治市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

宇治市は京都府南部、京都市の南隣に位置し、古来より京都と奈良を結ぶ交通の要所として栄えてきた街で、本市中心部には世界遺産である平等院や宇治上神社を有している。また、宇治川の朝霧に包まれたお茶も名産であり『お茶と観光のまち』として、年間 410 万人が全国から訪れる日本有数の観光都市である。

### 【移動制約者の状況】

宇治市の人口は、平成 17 年 4 月 1 日現在で 191,265 人（外国人含む）となっている。

このうち、肢体不自由、内部障害、知的障害などの障害児・者や高齢者等で移動に制約のある人（以後、移動制約者と言う。）は、14,729 人（人口の約 7.7%）であり、通院・通所や、買い物、余暇活動等の外出に際しての支援を必要としている。そのうち、視覚・聴覚・言語・内部障害者、療育手帳所持者、精神障害者（5,502 人）は、移動に介助等は必要であるが、下肢障害が無いことでセダンによる移動が適している人が多い。

また、要介護 3 以上の人は福祉車両による輸送が基本となるが、要支援から要介護 2 の人（3,440 人）は乗降のしやすい低床車両等が望ましく、全員が福祉車両の使用に適しているわけではない。

したがって、移動制約者はセダンでの移動が可能な人（8,942 人）と、福祉車両での移動が必要な人（5,787 人）に分類される。（表 1 参照）

表 1：宇治市内の移動制約者の状況（平成 17 年 3 月 31 日現在）

移動制約事由の内容	人数	内 訳	人数
要支援・要介護認定者数	5,403	要支援	972
		要介護 1	1,586

		要介護 2	882
		要介護 3	846
		要介護 4	625
		要介護 5	492
身体障害者手帳交付者数	7,583	視覚障害	592
		聴覚・平衡機能障害	687
		音声・言語・そしゃく機能障害	102
		肢体不自由	3,824
		内部障害	2,378
療育手帳交付者数	1,040	最重度・重度	463
		中度・軽度	577
精神障害者保健福祉手帳交付者数	703		
合計（重複あり）	14,729		

## 【公共交通機関の状況】

### （１）鉄道・バスと道路事情

市域の面積は 67.55 km<sup>2</sup>で、京都市の南に位置し、東部が山間地域、西部が人口集積地となっている。また、人口集積地の中心を宇治川が南北に流れ、街を東西に二分している。

鉄道としては、JR 奈良線・近鉄京都線・京阪宇治線が南北に走り、京都市営地下鉄が本市の北端に乗り入れている。

市内には 14 の鉄道駅があり、平成 16 年度末で、おおむねバリアフリー化（アクセス道路～ホームまでを段差無く利用できる経路の確保と車椅子が通行できる幅の確保等）が整っているのは、8 駅にとどまっている。

鉄道が南北に走っているため、東西の移動についてはバス交通への依存度が高く、市内を 46 系統の路線で結んでいる。低床バスの導入は、京阪宇治交通（平成 17 年 12 月）で 29%（55 台中、ノンステップ 7 台、ワンステップ 9 台）となっている。市内の主要道路は片側 1 車線の道路が多く、朝夕・休日には渋滞が多く発生し、ダイヤ通りの運行に支障をきたしている状態である。また、狭隘な道路事情や山間地域等採算が見込めないことからバス交通の空白区域も多い。近年、移動制約者の移動環境は向上しつつあるが、現状では安心して好きな時間に鉄道・バスを利用できる環境に至っていない。

特に、障害者の施設等においては、交通至便なところでの建設が困難であり、駅やバス停から離れている等交通条件の悪いところや、近くにバス停があっても日に数本と極端に運行本数が少ないようなところが多い。

### （２）タクシー事業者による福祉車両の導入状況

宇治市内のタクシー・福祉タクシー・介護タクシー事業者の車両数は平

成 17 年度の調査で 199 台（うち福祉車両 1 台）である。従って、これらの輸送手法により移動制約者の外出需要に応える状況には至っていない。（表 2 参照）

**表 2：宇治市内のタクシー車両数（平成 17 年度調査）**

事業主体の区分	セダン車両	福祉車両	備考
タクシー	198	0	
福祉タクシー	0	1	4 条許可
介護タクシー	0	0	介護保険事業主体
計	198	1	

### 【市の外出支援策】

外出困難な重度心身障害者の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図るため、対象者の申請によりタクシー利用券を交付することにより、タクシー料金の一部（平成 16 年度 27,468 千円）を助成している。

この他にも、「自動車改造費の助成」や「自動車運転免許教習費の助成」などを行っている。

### 【市内福祉有償運送団体】

平成 17 年度に福祉有償運送を実施している団体の調査を行い、3 団体を把握した。これら 3 団体は、主に知的障害者の通所施設を運営している法人であり、知的障害者の通所送迎に関してはセダン型利用の希望がある。

こうしたことを踏まえ、宇治市は福祉有償運送の必要性、安全及び利便性の確保に関わる方策等について協議する運営協議会を単独で設置し、第 1 回協議会を平成 18 年 2 月に開催する予定である。

また、近隣市の 2 団体からも、宇治市を対象エリアとして福祉有償運送を実施したい旨の要望も聞いている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

市内における福祉有償運送は、市内知的授産施設を運営している社会福祉法人による通所者の送迎サービス提供が行われている他、市外 NPO 法人が宇治市域を対象エリアとして運営している。平成 16 年度の輸送実績は、市内社会福祉法人による約 200 人（通所者）と NPO 法人による約 400 件（福祉車両による 2 団体での実績）となっている。しかし、移動制約者（14,729 人）のうち、福祉車両での移動が必要な 5,787 人の潜在的な需要を考えると、市内のバス等公共交通機関・タクシーの輸送状況を踏まえても、充足している状況にはない。

一方で、知的障害や短距離の歩行が可能な要支援者や内部障害者からもセダン型利用の希望が大きい。また、サービスを提供する福祉有償運送団

体にとっては福祉車両を必要としない移動制約者への適切なサービス提供からも、セダン型への使用車両拡大は必要である。

移動制約者の多様化と福祉有償運送の現実的な役割を考慮すると、セダン特区導入の必要性はあると考えている。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

宇治市の第4次総合計画では、基本理念として「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」を掲げ、具体的な目標として「健康でゆたかな暮らしをめざす福祉都市」を設定している。

現在、宇治市の外出支援策として障害者の自動車改造助成や自動車運転免許教習費の助成と外出困難な重度心身障害者に対する事業として宇治市福祉タクシー利用券交付事業を実施し、生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図っている。

今後、福祉有償運送での使用車両をセダン型車両まで拡大することは、「地域における自立生活の保障、自己実現を確立する」ための一翼を担うものであり、セダン型車両の利用による移動制約者の希望に応じた車両の配車及び乗降時の介助等の支援が提供されることは、「健康でゆたかな暮らしをめざす福祉都市」実現への一助になると考えている。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

外出の機会が十分に保障されていなかった移動制約者が、通院・通所・社会参加等に福祉有償運送を利用することにより、より一層移動制約者の外出が促進され、移動制約者の活動範囲が拡大される。さらに、早期の通院による症状の改善や活動範囲の拡大による社会適応性獲得にも寄与するとともに、専従的な家族介護からの解放につながると考えられる。

さらに、移動制約者の社会参加による消費が促進されるとともに、専従的な介護からの解放により家族の就労機会が広がり、地域経済への貢献や地域の雇用創出にも期待される。

## 8 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

宇治市福祉タクシー利用券交付事業（担当：宇治市障害福祉課）

## **事業概要**

外出困難な重度心身障害者の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図るため、対象者の申請によりタクシー利用券（1月あたり1,200円、年間14,400円）を交付し、タクシー料金の一部を助成。

## **対象者**

身体障害者手帳の交付を受け、次の障害程度を有する人。

- ・視覚の障害程度が1級又は2級の人
- ・下肢又は体幹の障害程度が1級、2級又は3級の人
- ・心臓、じん臓、呼吸器、膀胱又は直腸の機能の障害程度が1級の人
- ・療育手帳のAの人

## **適用されるタクシー会社**

契約事業者：36社（うち8業界団体を含む）

## **利用券交付件数**

2,704件（平成16年度）

**別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容**

## 別紙

### 1 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の  
拡大事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で活動する、福祉有償運送運営協議会で認められた  
社会福祉法人、特定非営利法人(NPO)、医療法人及び公益法人等の非営  
利法人

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画認定日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業主体

宇治市内で活動を行う社会福祉法人、特定非営利法人(NPO)、医療  
法人及び公益法人等の非営利法人

#### (2) 事業区域

出発地又は到着地が宇治市

#### (3) 事業行為

移動制約者(要支援・要介護認定者、身体障害者、知的障害者、精神  
障害者等)で、あらかじめ事業実施主体に登録をした会員及びその同伴  
者に対し、セダン型車両を使用して、有償運送サービス(これに付随す  
るサービスを含む)を提供する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

福祉有償運送については、平成16年度から一定の条件を付して許可さ  
れることになったが、使用される車両は車いすまたはストレッチャーのた  
めのリフト等の特殊な設備を設けた福祉車両に限定されている。

移動制約者の中には、リフト等の特殊な設備を設けた福祉車両を必要と  
していないが、一般タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方  
も多く、使用車両をセダン型まで拡大して福祉有償運送サービスの提供を  
行う。

#### (1) 宇治市福祉有償運送運営協議会の設置

宇治市内の輸送の現状を考えると、タクシー等の輸送サービスに加え、移動制約者の福祉有償運送サービスが、現状の需要を満たすためには必要である。

そのため、非営利法人による福祉有償運送の必要性及びこれを行う場合における安全の確保ならびに利用者の利便性の確保に係わる方策等を協議する宇治市福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」と言う。）を宇治市が主宰者となり設置する。

運営協議会の構成

- ・学識経験者
- ・京都運輸支局長が指名する職員
- ・タクシー等公共交通機関の関係者
- ・福祉関係団体の関係者
- ・福祉有償運送の利用者代表
- ・地域住民の代表
- ・宇治市長が指名する職員

## （２）有償運送の条件

運送主体

宇治市内で活動する、社会福祉法人、特定非営利法人（NPO）、医療法人、公益法人等の非営利法人で、運営協議会の協議を経て許可を取得した事業者とする。

運送の対象者

運送の対象者は、下記の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められた登録会員及びその付添い人とする。

- ・介護保険法に規定する「要介護者」および「要支援者」
- ・身体障害者福祉法に規定する「身体障害者」
- ・その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている者を含む。）知的障害、精神障害等により単独での移動が困難であり、かつ単独で公共交通機関を利用することが困難な人

運送対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢及び移動制約が住民であることの事実その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

使用車両

- ・使用する車両は、運送主体が使用権原を有していること、若しくは運転者等から提供された自家用自動車を使用する場合にあっては、運営主体が提供者と当該車両の使用に関する契約について書面をもって締

結していること。

- ・車椅子やストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車、又は運営協議会の協議によって認められたセダン型等車両であること。
- ・有償運送の許可を得た車両であることを使用自動車の車体の側面に外部から見やすいよう表示していること。

#### 運転手

普通第二種免許保持者を基本とする。これによりがたい場合は、運営協議会において以下の点について協議し、適当と認められた者とする。

- ・申請日前3年間運転免許停止処分を受けていない者
- ・京都府公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者
- ・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者
- ・移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者
- ・その他移動制約者の輸送の安全に関し必要な知識又は経験を有する者

#### 損害賠償措置

運送に使用する車両すべてについて、対人8,000万円以上、対物200万円以上の任意保険等（搭乗者傷害保険を含む）に加入していること。乗降介助時の事故に対応する保険に加入していること。

#### 運送の対価

当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃のおおむね2分の1を目安に、地域の特性などを勘案して定めるものとする。

#### 運営管理体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督や指導、事故発生時の対応ならび苦情処理に係る体制その他の安全確保および旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

#### 法令遵守

許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事項に該当するものでないこと。